

# 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の見直し

- 確定給付企業年金において、より安定的な運用を行うため、資産運用管理体制の強化等を図る観点から、平成30年4月1日から以下のとおり見直します。
  - ① 資産規模100億円以上のDBは資産運用委員会を設置する。
  - ② 分散投資を行わないDBは基本方針への記載及び加入者への周知を行うとともに、運用委託先が特定の運用機関に集中しないための方針を定める。
  - ③ オルタナティブ投資について、運用機関の選任及び商品選択等についての一定の内容に留意する。
  - ④ ガイドラインにおいて、運用受託機関の選任・評価について厚生年金基金に求めている事例や定性・定量評価項目の一つである「内部統制の保証報告書の取得」、「投資パフォーマンス基準(GIPS)への準拠」を例示する。
  - ⑤ 運用コンサルタントが金融商品取引法上の投資助言・代理業者であるとともに、その採用の際に運用受託機関との間で利益相反がないか確認する。
  - ⑥ 運用受託機関の選任・評価状況などを代議員会に報告する(規約型DBは除く。)とともに、資産運用委員会の議事録の保存、議事概要を加入者に周知する。
  - ⑦ スチュワードシップ・コードの受け入れや取組み、ESGに対する考え方を運用受託機関の選任・評価の際の定性評価項目とすることを検討することが望ましい。
  - ⑧ 加入者等への業務概況の周知において、加入者等へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。